

岩内町介護サービス事業者業務管理体制確認検査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の33及び第115条の34の規定並びに介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針（平成21年3月30日付老発第0330077号厚生労働省老健局長通知）に基づき、指定地域密着型サービス事業又は指定地域密着型介護予防サービス事業を行う介護サービス事業者であって、当該指定に係る全ての事業所が岩内町に所在する介護サービス事業者（以下「介護サービス事業者」という。）に対して行う業務管理体制の整備に関する検査について基本的事項等を定めることにより、的確かつ効果的な検査の実施及び均一的な検査水準の確保を図ることを目的とする。

(検査の対象)

第2条 この要綱で定める検査は、法第115条の32第2項の規定に基づき、町長に業務管理体制の整備に関する事項を届け出た介護サービス事業者を対象とする。

(検査の種類)

第3条 検査の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 一般検査 届出のあった業務管理体制の届出内容を確認するために、概ね6年に1回実施するものとする。
- (2) 特別検査 介護サービス事業者の指定取消相当等の事案が発覚した場合に、随時行う検査とする。

(検査の方法及び実施通知)

第4条 前条の実施方法等については、次のとおりとする。

- (1) 一般検査 実施に当たっては、法第115条の33第1項の規定に基づき、関係書類の提出を求め、業務管理体制の届出内容について確認することとし、必要に応じて立入検査により内容を確認するものとする。
- (2) 特別検査 指定取消相当等の事案が発覚した場合に、当該介護サービス事業者の本部等に立入り、業務管理体制の整備状況及び組織的関与の有無を確認する。

2 前項の規定による立入検査の実施に当たっては、当該介護サービス事業者に対し、あらかじめ次の各号に掲げる事項を通知するものとする。ただし、実効性ある実態把握の観点から、必要と認める場合は立入時に速やかに告知することにより、実施通知を行わないことができる。

- (1) 検査の根拠規定及び目的

- (2) 検査の日時及び場所
 - (3) 検査担当者の所属、職名及び氏名
 - (4) 検査対象事業者の出席者
 - (5) 準備すべき書類等
- 3 検査は2名以上の職員により行うものとする。ただし、町長が理由があると認めるときは、この限りではない。
- 4 町長は、検査の結果、改善勧告に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、介護サービス事業者検査結果通知書（様式第1号）によりその旨を通知し、当該介護サービス事業者に対して通知後原則30日以内に文書により報告を求めるものとする。なお、必要があると認められるときは、職員を派遣し、改善結果等を確認するものとする。

（検査後の行政上の措置）

第5条 町長は、検査の結果、行政上の措置が必要と認められた場合には、法第115条の34の規定により次の各号に掲げる措置を行うものとする。

- (1) 勧告 法第115条の32に規定する厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該介護サービス事業者に対し、期限を定めて、業務管理体制の整備に係る改善勧告書（様式第2号）により、基準を遵守すべきことを勧告することができる。
- (2) 命令 勧告を受けた当該介護サービス事業者が、正当な理由なく前号の勧告に係る措置をとらなかつたときは、期限を定めて、業務管理体制の整備に係る改善命令書（様式第3号）により、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

（関係機関との連携）

第6条 検査の実施に当たっては、必要に応じて、関係行政機関の協力を求めるなど、効率的かつ効果的な検査の実施に努めるものとする。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

岩 保 号
年 月 日

様

岩内町長

介護サービス事業者検査結果通知書

このことについて、 年 月 日に検査を実施した結果、改善勧告に至らない軽微な改善を要する事項が認められたため、下記のとおり通知します。

つきましては速やかに改善し、 年 月 日までに、その改善状況について文書により報告してください。

記

1 事業所名

2 改善事項

岩 保 号
年 月 日

様

岩内町長

業務管理体制の整備に係る改善勧告書

このことについて、 年 月 日に検査を実施した結果、介護保険法（以下「法」という。）第115条の34の規定に基づく勧告を行う事由に該当する事項が認められましたので、下記のとおり通知します。

つきましては速やかに改善し、 年 月 日までに、その改善状況について文書により報告してください。

なお、期限までに改善されなかったときは、同条の規定に基づき、その旨を公表し、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めてこの勧告に係る措置をとるべきことを命ずるとともに、その命令した旨を公示することとなります。

記

1 事業所名

2 勧告理由

3 勧告事項

様式第3号（第5条関係）

岩 保 号
年 月 日

様

岩内町長

業務管理体制の整備に係る改善命令書

このことについて、 年 月 日付岩保号で勧告したところ、正当な理由なく当該勧告に係る措置がとられていないと認められましたので、介護保険法（以下「法」という。）第115条の34の規定に基づき下記のとおり勧告に係る措置をとるべきことを命じます。

つきましては速やかに改善し、 年 月 日までに、その改善状況について文書により報告してください。

なお、期限までにこの命令に係る措置をとらなかったときは、法第5章の規定に基づき、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力を停止する処分を行うことがあります。

記

1 事業所名

2 命令事項

審査請求及び取消訴訟

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で岩内町長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、岩内町を被告として（訴訟において岩内町を代表する者は岩内町長になります。）、処分の取り消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取り消しの訴えを提起することができます。